

滝川市安全・安心地域づくり条例

目次

前文

第1章 総則（第1条―第6条）

第2章 推進体制の整備等（第7条―第13条）

第3章 雑則（第14条）

附則

安全で安心して暮らすことができる地域社会を築くことは、私たち市民の共通の願いである。そして、犯罪、交通事故及び消費者被害のない安全で安心な地域社会の実現は、市民が生き生きと生活する活力と魅力あふれるまちとして発展していくための基礎となるものである。

しかし、近年の社会環境の変化は、市民生活の多様化、地域社会の一体感や連帯意識の薄まり、規範意識の低下などを招いており、住宅街における侵入窃盗や自転車の盗難、不審者の出没、そして消費者被害などが身近なところで発生していることから、市民が体で感じる不安が広がってきている。

滝川市は、これまでも地域コミュニティ活動が活発であったことから、自主防犯パトロール、青色回転灯防犯パトロール、交通安全啓発活動、消費者被害の情報提供などの活動を行ってきたところであるが、今こそ、市と家庭、地域活動団体、職場及び関係行政機関がそれぞれの役割を自覚し、互いに連携し、協働し合って、「地域の安全は地域で守る」、「人と人のつながりを大切にともに支え合う」という意識をさらに強く持ち、安全で安心な地域づくりに取り組んでいかなければならない。

このような認識の下、私たち市民一人ひとりが自ら「守り」、自ら「防ぐ」という意識を高め、行動することにより、市民にとっても、本市を訪れる者にとっても安全で安心な地域社会となることを目指して、ここに滝川市安全・安心地域づくり条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、防犯、交通事故防止及び消費者被害防止に関する市、市民及び事業者等の責務を明らかにすることにより、市民生活の安全に関する意識の高揚並びに犯罪、交通事故及び消費者被害を未然に防止するための自主的な市民活動の推進を図り、もって市民等が安全に安心して暮らし、滞在することができる地域社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 安全で安心な地域づくり 自らの安全は自ら守り、自ら防ぐとともに、地域の安全は地域で守るという基本的な認識の下、それぞれの役割を担い、市、市民、事業者等、地域活動団体及び関係行政機関が相互に密接に連携及び協力を図りながら、犯罪、交通事故及び消費者被害の防止に配慮した生活環境の整備その他の犯罪、交通事故及び消費者被害の発生する機会を減らすための取組をいう。
- (2) 市民 市内に居住し、通勤し、若しくは通学する者又は市内を訪れる者をいう。
- (3) 事業者等 市内で事業を営む者（以下「事業者」という。）又は市内に所在する土地、建物等を所有し、使用し、若しくは管理する者をいう。
- (4) 地域活動団体 町内会、ボランティア団体、防犯関係団体その他の安全で安心な地域づくり

に関する活動を行う団体をいう。

(5) 市民等 市民、事業者等及び地域活動団体をいう。

(6) 関係行政機関 市の区域を管轄する警察署、消防署その他市民の安全を確保するための施策を実施する行政機関をいう。

(7) 犯罪被害者等 犯罪若しくは交通事故により害を被った者又は消費者被害を被った者及びそれらの家族又は遺族をいう。

(基本理念)

第3条 安全で安心な地域づくりは、市と市民等の適切な役割分担による協働の下に、地域の安全は地域で守るという意識と人と人のつながりを大切にともに支え合うという意識で推進されなければならない。

2 安全で安心な地域づくりは、犯罪、交通事故及び消費者被害の実態を把握し、これを考慮しながら効果的に推進されなければならない。

3 安全で安心な地域づくりは、高齢者、障がいのある者及び児童・生徒等に配慮して推進されなければならない。

4 安全で安心な地域づくりは、本市を訪れる者が安全で安心して滞在できるように配慮して推進されなければならない。

5 安全で安心な地域づくりは、関係行政機関との連携及び協力の下に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、第1条の目的を達成するために必要な総合的な施策を策定し、及びこれを実施するとともに、次に掲げる事項を実施するものとする。

(1) 市民等の自らの安全を確保する意識の高揚を図るための啓発に関すること。

(2) 市民等の自主的な安全の確保のための活動への支援に関すること。

(3) 市民等の安全を確保するための環境の整備に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事項

2 市は、前項各号に掲げる事項を実施するにあたっては、関係行政機関と相互に協力し、並びに連絡及び調整等を図るものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、自らの安全の確保並びに家庭、地域、職場及び学校等の安全の確保のための活動を積極的に推進し、かつ、安全で安心な地域づくりに関する施策を市と協働により推進するものとする。

2 市民は、安全で安心な生活ができるコミュニティや生命、身体及び財産を守るため、安全で安心な地域づくりを積極的に推進するものとする。

(事業者等の責務)

第6条 事業者等は、安全で安心な地域づくりについての理解を深め、地域社会の一員として、自ら安全の確保に努めるとともに、安全で安心な地域づくりを推進するものとする。

2 事業者等は、自ら所有し、使用し、又は管理する施設等を利用する者の安全に配慮し、犯罪を予防するために必要な措置を講ずるものとする。

3 事業者等は、市が実施する安全で安心な地域づくりに関する施策に協力するものとする。

第2章 推進体制の整備等

(広報及び啓発)

第7条 市は、市民等が安全で安心な地域づくりに理解を深め、適切かつ効果的に安全で安心な地域づくりを推進できるよう、関係行政機関と連携を密にし、必要な広報活動及び啓発活動を行うものとする。

(安全教育等の推進)

第8条 市は、家庭、地域及び学校等と協働し、地域活動団体及び関係行政機関と相互に連携し、児童・生徒等が犯罪、交通事故及び消費者被害に遭わないようにするために、児童・生徒等が正しい規範意識を持ち、社会の一員として健全な生活を営むことができるための教育の充実に努めるものとする。

2 市は、市民等及び関係行政機関と協働して、高齢者や障がいのある者が犯罪、交通事故及び消費者被害に遭わないようにするために、必要な情報を提供し、啓発や教育に努めるものとする。

(防犯対策の推進)

第9条 市は、安全で安心な地域づくりを総合的かつ効果的に推進するために、市民等及び関係行政機関と協働し、必要な体制を整備するものとする。

2 市は、児童・生徒等が健全に成長できるような生活環境の整備に努めるとともに、市民等及び関係行政機関と相互連携の下に、その安全確保及び健全育成に努めるものとする。

3 市民等は、地域における犯罪等を誘発する機会を減少させるよう努めるものとする。

(交通安全対策の推進)

第10条 市は、市民等の交通安全意識の高揚を図るため、家庭、地域、職場及び学校等における交通安全教育の推進に努めるものとする。

2 自動車及び自転車等（以下「車両」という。）を運転する者は、交通法規を守り、歩行者及び他の車両の通行に注意して安全運転に努めるものとする。

3 歩行者は、道路を通行するにあたっては、交通法規を守り、交通事故を発生させないよう努めるものとする。

4 事業者は、その事業に使用する車両の点検及び整備を行うとともに、その運転者に交通法規の遵守を徹底させ、安全運転の確保に努めるものとする。

(消費者被害防止対策の推進)

第11条 市は、市民が消費者被害に遭わないために、必要な啓発活動に努めるとともに、相談体制の充実に努めるものとする。

2 市は、地域活動団体及び関係行政機関との連携を図り、消費者被害の防止のための体制を強化するものとする。

(犯罪被害者等への支援)

第12条 市は、犯罪被害者等が日常生活を円滑に営むことができるようにするために、関係行政機関及び犯罪被害者等を支援する活動を行う団体と連携し、犯罪被害者等からの相談に応じるとともに、情報の提供その他の支援を行うよう努めるものとする。

2 市民は、犯罪被害者等の生活の平穩を害することのないよう配慮に努めるものとする。

(ネットワーク会議)

第13条 市は、第4条第2項の規定による連絡及び調整等を行うためのネットワーク会議を組織することができる。

2 前項に定めるもののほか、ネットワーク会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第3章 雑則

(施行細目)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。